

鹿角ゼロカーボンラジオ Nice Action! セカンド
第13回(11月6日(木)放送分)の概要

今回は、「再生可能エネルギーと環境にかかる法律」というテーマを取り上げます。

太陽光発電設備などを見かけるようになり、再生可能エネルギーの設備が身近なものになってくると、安全面とか環境面とかの影響や効果も気になってくることもあるかと思います。

そういったものを考える際に、関連する法律を知っていただくこともよいかと思い、今回取り上げました。

特に大きな設備となると、今ある景観や自然への影響、さらに将来この地域がどうなっていくのかという心配も出てきます。そういった私たちが知りたいことを補ってくれる法律なんでしょうか？

そうですね。

具体的には「環境影響評価法」というものになります。

これは発電所建設などの事業を行う際の「環境への影響」を評価する手続きを定めているもので、この法律の目的としては、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」について、環境への影響を評価する手続きを定めて、「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされること」ということになります。

環境アセスメントという言葉聞いたことがあるかもしれませんが、「環境への影響を評価する」ということを環境アセスメントと呼んでいて、この環境アセスメントの方法を定めたものといった言い方もできますね。

ざっくりいうと、「大きな事業に対して、周りの環境に適正に配慮してもらうように手続き」を定めるというものです。

具体的に対象となるものですが、道路、ダム、鉄道、空港、工業団地など多岐にわたります。

そのうち、このテーマに関係する再生可能エネルギーの発電設備としては、水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所、風力発電所が対象となっています。

発電設備と言っても、今はそれぞれお家の屋根に付けられるような小さなものから、畑にずらりと並んだソーラーパネル、そして大規模な発電所と規模はさまざまですよね。

それぞれの発電所について、どういった規模が対象になるかについてですが、例えば風力発電所については、「出力5万 kW 以上」の場合は必須で、「出力 3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満」の場合は個別に対象となるかどうか判断されます。

ただし、法律の対象とならない規模であっても、県の条例に基づいて評価を求められる場合もあります。

5 万 kW がどのくらいかというと、秋田県の沿岸にある最新型の風力発電所の風車 1 基が 0.2 万 kW であったり、0.4 万 kW だったりするケースが多いので、それが 25 基とか 12 基とか立ち並ぶような事業となります。

かなり大きなプロジェクトが対象になると考えていただいてよいかと思います。

風車が立ち並ぶ釜谷浜を思い浮かべると、この規模に当てはまるでしょうか？

釜谷浜の風車は、一つが 0.15 万 kW が基本で 18 基あり、全体では 2 万 8 千 kW あるとのこと、今同レベルのものを作る場合は、環境影響評価法上では対象にならないようです。ただし、秋田県の条例上では対象となる規模となるので、評価をする必要があるとはいえませぬ。

次に誰が実施するかですが、これは事業を実施する者自身が実施するということになっています。自ら評価を行って、自ら実際の事業に反映させることがよいだろうということで、こうなったようです。

一方で、のちほど詳しく説明しますが、国、関係地方自治体、そして国民から評価に対して「意見」をすることができます。そして、この法律では「地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めること」とされており、周囲の意見も踏まえつつ評価が行われるという制度になっています。

環境保全と地域の活性化は対立するものではなくて、両立させていくものと考えています。確かに多様な側面から検討して、物事を定めていくことが大切ですね。

なお、今回の内容は、環境省が作成した「環境アセスメント制度のあらまし」という冊子をもとに、お伝えしています。環境省のホームページには「環境影響評価」や「環境アセスメント」にかかる情報がいろいろ載っていますので、そちらもご覧いただくと理解も深まるかと思えます。